

別表 2

樹皮の許容量及び消毒方法の基準

1 樹皮の許容量

木材こん包材は、樹皮を除去した木材を使用することとする。ただし、以下の（１）又は（２）に該当する場合を除く。

なお、熱処理を行う場合は、消毒処理前又は消毒処理後のどちらで樹皮を除去してもよいが、臭化メチルによるくん蒸処理を行う場合には、消毒処理前に樹皮を除去すること。

（１）（長さに関係なく）樹皮の幅が 3 cm 未満の場合

（２）樹皮の幅が 3 cm 以上である場合は、それぞれの総面積が 50 cm² 未満の場合

2 消毒方法の基準

輸出用木材こん包材の消毒は、以下のいずれかの方法とその基準により実施するものとする。

ただし、オゾン層保護の観点から、原則として熱処理を用いることとし、臭化メチルくん蒸処理は、貨物のこん包後に消毒を実施する場合など、やむを得ない場合に限ることとする。

（１）従来の蒸気、キルンドライ加熱室又は薬剤加圧注入を利用する熱処理消毒

国際基準第 15 に規定されている消毒基準である「木材こん包材の材の中心温度が 56℃ 以上で 30 分間以上保持されていること」を達成するため、以下の「材の厚さ及び処理温度別の熱処理時間」により実施すること。

表 1 材の厚さ及び処理温度別の熱処理時間

処理温度 材の厚さ	60℃以上	70℃以上	80℃以上	90℃以上
50 mm 以下	3 時間以上	2 時間以上	2 時間以上	2 時間以上
100 mm 以下	7 時間以上	5 時間以上	4 時間以上	4 時間以上
150 mm 以下	15 時間以上	10 時間以上	8 時間以上	7 時間以上
200 mm 以下	25 時間以上	16 時間以上	13 時間以上	11 時間以上
250 mm 以下	38 時間以上	24 時間以上	20 時間以上	17 時間以上
300 mm 以下	53 時間以上	34 時間以上	27 時間以上	24 時間以上
350 mm 以下	70 時間以上	45 時間以上	36 時間以上	31 時間以上
400 mm 以下	89 時間以上	57 時間以上	46 時間以上	40 時間以上
450 mm 以下	110 時間以上	70 時間以上	56 時間以上	49 時間以上
500 mm 以下	132 時間以上	84 時間以上	68 時間以上	58 時間以上

（注）

① 処理時間は、庫内温度が処理温度に達してからの時間とする。

② 単材と単材の間隙が 20mm 未満の状態で開催された材は、原則として結束された全体を 1

つの単材とみなすものとする（以下「結束材」という）。

- ③ 熱処理時には、結束材と他の結束材との間に栈を入れ、その間隔は 20mm 以上とする。
- ④ 結束材の大きさは、その 2 辺が 500mm×1,200mm 以下とし、短い方の辺を「材の厚さ」として基準を適用する。
- ⑤ 結束材の場合は、本会発行の「輸出用木材こん包材の消毒証明マニュアル」付表 1 によることができる。
- ⑥ 次に留意すること。
 - ア 加熱室は床を含めきちんと密閉することができること。
 - イ 木材の周囲とその中を通過する適切な空気の流れを確保できるように、処理される木材を加熱室内に積み入れること。
 - ウ 積まれた木材の中に置かれた栈は、適切な空気の流れを確保するのに必要な方法で使われていること。
 - エ 処理中の空気を循環させるために必要に応じて送風機が使用されること。
 - オ もし最低温度が維持されていない場合は、全ての木材が処理要件(56℃で連続 30 分処理)に従って処理されることを確保するため、是正措置をとること（例えば、処理を再スタートする、処理時間を延長し、必要に応じて温度を上げる等。）。

（２）臭化メチルくん蒸処理

温度別の C T 値及び最低濃度が表 2 の基準を満たすように行われること。

なお、表 2 の規定要件を満たす処理計画の一例を表 3 に示す。

表 2 臭化メチルくん蒸処理基準

温度	24 時間以上の CT 値 (g・h/m ³)	24 時間後の最低濃度 (g/m ³)
21℃	650	24
16℃	800	28
10℃	900	32

表 3 臭化メチルくん蒸処理計画

温 度	投 薬 量 (g/m ³)	最 低 濃 度 (g/m ³)		
		2時間後	4時間後	24時間後
21℃以上	48	36	31	24
16℃以上	56	42	36	28
10℃以上	64	48	42	32

（注）

- ① 最低温度は、10℃を下回らないこと。
- ② 処理時間は、24 時間を下回らないこと。

24 時間後に最終最低濃度が達成されなかった場合は、次によること。

 - ア 処理を再スタートする。

イ 濃度における逸脱が 5%までの場合は、規定された C T 値を達成するために処理の最後に 2 時間以内の処理時間を追加する。

③ 処理開始から 2 時間後、4 時間後及び 2 4 時間後に濃度を測定し、濃度が最低濃度以上であることを確認すること。

④ C T 値は、処理の持続時間にわたる濃度 (g/m³) と時間 (h) の積とすること。

⑤ 消毒基準に定められた投薬量を順守し、技術上、やむを得ず上回る場合においても最少の範囲にとどめること。

⑥ 次に留意すること

ア できる限り攪拌 (循環) 装置を使用し、投薬後 1 時間以内にガス濃度が均一になるよう努めること。なお、必要に応じて気化器を使用すること。

イ 木材の収容率は、80%以内であること。

* 収容率 (%) = (収容物の容積) / (くん蒸庫 (天幕) の内容積) × 100

ウ くん蒸時の床面は、コンクリート等で舗装されているか、ガスを通さないシート等が敷かれていること。

エ 厚さ(横断面の最も短い辺) が 20cm を超える木材には実施しないこと。また、木材の積み付けは少なくとも厚さ 20cm ごとに空間部を設けること。

オ 処理の温度は、木材こん包材又はくん蒸庫 (天幕) 内空間部を測定した温度の、いずれか低い値とすること。

カ 上記の他、国際基準第 15 の規定に留意すること。